

「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」の被害補償について

(あましんインターネットバンキング^(注1)取引に係る各種規定の対象事例に相当するケース)

1. 補償の前提となる条件

下記のすべてに該当する場合は補償の前提となります。

- (1) 不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
(資金が不正に振込まれた日の翌日から 30 日以内)
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること。
- (3) 警察に被害を届けていること。その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示されていること。

2. 補償の対象とならない場合（主なもの）

- (1) セキュリティ対策ソフトをご利用されていない場合、ご利用されていても最新の状態で稼働されていない場合
- (2) 「電子証明書方式」でサービスを利用できるパソコン環境であるにもかかわらず、「電子証明書方式」を選択されていない場合
- (3) 不正払い戻しの発生した翌日から 30 日以内に当金庫へ事故のお届けをいただけなかった場合
- (4) 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当金庫所定の手続きが行われていない場合
- (5) お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外でご利用されている場合
- (6) お客さまの故意または重大な過失によって生じた損害
- (7) お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合
- (8) 警察に被害届をお出しいただいている場合
- (9) お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- (10) お客さまが、電子メールアドレスを登録されていない場合、または登録されている電子メールアドレスが、いわゆる「フリーメールアドレス」である場合
- (11) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

3. 補償を減額する場合（主なもの）

- (1) 本人確認情報であるログイン ID、各種パスワード等が適切に管理されていない場合。
- (2) 当金庫が導入している「ワンタイムパスワード」や「当日付けの振込振替（都度指定方式）の中止（ビジネスインターネットバンキング）」等のセキュリティ対策を利用していない場合。
- (3) 当金庫が推奨する OS（パソコン基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で本サービスを使用している場合
- (4) OS やブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合。
- (5) OS やブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合。

(注1) 「あましんビジネスインターネットバンキング」および「あましんダイレクト」を含みます。

平成 26 年 9 月 16 日